

平成27年度 第1回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成27年8月24日(月)						開会	午前10時00分	閉会	午前11時30分
会議場所	市長公室		出席者数		委員定数14名中 出席者13名					
出席者	委員	1号	会長	木内 芳弘		2号	委員	田中 栄志		
			委員	渋谷 貞男			委員	加藤 清		
			委員	柳田 政男			委員	金子 勝		
			委員	千種 秀信			職務代理	川畑 勝弘		
		3号	委員	栗原 昭		委員	梅田 昌照			
			委員	中澤 佳珠代		委員	世羅 陽一郎			
			委員			委員	田中 聡行			
	臨時委員	なし		参考人		なし				
幹事	新井 健司									
事務局職員及び説明担当員	【事務局職員(まちづくり推進課)】 細田課長、中村担当課長、平澤副課長、田之上主任、室本主事 【説明担当員(埼玉県建築安全課)】 大森副課長、錦戸主査、宮田主任									
欠席委員	田中 正伸									
議長	木内 芳弘			担当書記		室本 翔平				

会 議 事 項

1 開 会 新井 幹事

2 市長あいさつ 星野 市長

審議会委員の任期満了により市長が仮議長となる。

委員の出席状況報告。委員14名中13名が出席により、富士見市都市計画審議会
条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名
であることを報告。

3 会長の選出

市長が仮議長に就き、会長選出を進行した。

富士見市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき1号委員から選出する。

会長の立候補者または指名推薦を確認したところ、「木内委員」が推薦され、委員に
諮り承認された。

4 会長あいさつ 木内 会長

5 会長職務代理者の指名

富士見市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、「川畑委員」を会長職務
代理者として指名、承認された。

(市 長 退 席)

6 事務局からの申出

委員に事前配布している開催通知及び次第には、本日の議事は「一般廃棄物処理
施設建設に係る建築基準法第51条の許可について」の事前説明となっているが、
諮問に変更したい申出があった。理由は、本案件の事前説明と諮問の際の説明内容

会 議 事 項

が同一であるためである。

また、今後も議事の内容により事前説明を省略してよいか委員に諮り承認された。

本案件は諮問とすることを決定された。

7 諮問書朗読 埼玉県建築安全課大森副課長

8 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員に「柳田委員」と「田中（栄）委員」を指名した。

また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承された。

9 議 事

(1) 諮問

①富士見都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
大森副課長から別添資料により概要について説明。

(中澤委員所用により途中退席)

質疑応答

委員：諮問を受けた時に、現地を確認する必要はないのか。

担当：各委員が現地を確認する必要がある案件であれば、現地確認は可能である。

必要な案件であるかは、会長が委員に諮って決めていただきたい。

委員：今回は現地の位置の把握ができているが、現地の写真があるとよい。

今後は案件によって現地確認の有無を事務局で判断してもらいたい。

委員：近隣住民の生活環境に何か影響を及ぼすことはないか。

担当：影響なしと申請者から聞いている。立地の許可は県の環境部で審査する。

会 議 事 項

委員：(要望) 映像で説明していただければわかりやすい。

①敷地の勾配はいくつか。

②壁、塀の高さは何メートルか。フェンスが低い場合、周辺に影響が出るのではないか。

担当：①敷地の勾配は1/240である。

②建物の高さは約9m、外構はCB1段+メッシュフェンス1mである。

廃棄物は全て建物の中に収める計画であるため問題ない。

委員：勾配1/240は緩いのではないか。水が溜まってしまわないか。

担当：特に問題はないと考えている。敷地はCBで囲んでおり、道路に面する部分はグレーチングを設ける予定となっていると共に敷地内に雨水浸透トレンチを設けることから、周辺に漏れることはない。

また、雨水は敷地内処理が原則となっているので、敷地外に出ることはない。

委員：①処理能力が16.08tだが、何年先までこの施設で賄えるのか。

②富士見市にはこの施設の他にペットボトルを圧縮梱包する施設はあるのか。

担当：①運搬しやすくするために圧縮梱包する施設であり、志木地区衛生組合から入札で各業者が落札した数量を対応する。

②富士見市内にはない。

委員：敷地は市有地なのか。

担当：民間が所有するものである。

委員：敷地は建築物を建てる業者のものか。

担当：業者が所有するものである。

委員：①他法令による制限は何かあるか。

②中学校が近隣にあるが何か特段の定めがあるのか。このことはクリアできるのか。

③環境公害対策として、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法には抵触していないか。

④現在の地目は何か。

会 議 事 項

⑤富士見都市計画区域の整備・開発及び保全の方針に即していると解釈して
よいか。

担当：①他法令に関しては全てクリアしている。今後建築確認申請をするので、建築
基準法に則した建物が建つと考えている。

②学校からの距離の制限は特にない。

③環境公害関連については、埼玉県環境部で一般廃棄物処理施設の設置の
許可の中で審査する。現在のところ支障なしと聞いている。

④現在の使用状況は駐車場である。平成14年に農地転用がされている。

⑤支障はない。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」、
都市計画上支障がないかどうかを諮ったところ、委員全員（11名）の挙手に
より「都市計画上支障がない」と決定した。

10 閉 会 新井 幹事